明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　恒久的施設を有しない外国法人　次に掲げる事項
イ　請求をする外国法人の名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその納税地と国内にある事務所等（恒久的施設に該当しないものに限る。イにおいて同じ。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地
ロ　代表者の氏名及び法第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名
ハ　法第百四十四条の十三第二項に規定する還付所得事業年度の開始及び終了の日
ニ　法第百四十四条の十三第二項に規定する欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出する場合において同項の規定による法人税の還付の請求をするときは、当該申告書をその提出期限までに提出することができなかつた事情の詳細
ホ　法第百四十四条の十三第十項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細
ヘ　その他参考となるべき事項

第六十条の三の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　各事業年度の所得に対する法人税

第一節　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

第三編に次の一章を加える。

第五章　恒久的施設に係る取引に係る文書化

（恒久的施設帰属外部取引に関する書類）

第六十二条の二　法第百四十六条の二第一項（恒久的施設に係る取引に係る文書化）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第百四十六条の二第一項に規定する外国法人の恒久的施設に帰せられる取引（以下この条において「恒久的施設帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類

二　法第百四十六条の二第一項の外国法人の恒久的施設及び本店等（法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が恒久的施設帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該恒久的施設帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三　法第百四十六条の二第一項の外国法人の恒久的施設及び本店等が恒久的施設帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該恒久的施設帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四　法第百四十六条の二第一項の外国法人の恒久的施設及び本店等が恒久的施設帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

（内部取引に関する書類）

第六十二条の三　法第百四十六条の二第二項（恒久的施設に係る取引に係る文書化）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第百四十六条の二第二項の外国法人の恒久的施設と本店等との間の法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し

二　法第百四十六条の二第二項の外国法人の恒久的施設及び本店等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類

三　法第百四十六条の二第二項の外国法人の恒久的施設及び本店等が内部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四　法第百四十六条の二第二項の外国法人の恒久的施設及び本店等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

五　その他内部取引に関連する事実（資産の移転、役務の提供その他内部取引に関連して生じた事実をいう。）が生じたことを証する書類

第六十四条第一号中「その該当する」を「その有する」に、「その有する」を「その対価以外のものを有する」に改め、同条第五号中「その該当する」を「その恒久的施設を有する」に、「その有する」を「その対価以外のものを有する」に、「国内において行う事業又は国内にある」を「法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は」に改め、同条第六号中「国内において行う」を「法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る」に改める。

第六十六条第一項中「第百四十二条（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）に規定する」を「第百四十一条各号（課税標準）に定める」に、「国内において行う」を「当該各号に定める国内源泉所得のうち」に改め、「及ぼす取引」の下に「（恒久的施設を有する外国法人にあつては、法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」を加える。

第六十七条第四項中「第一項第二号」を「第一項第一号中「ものはその写し」とあるのは「ものはその写し並びに第六十二条の三第一号（内部取引に関する書類）に掲げる書類又はその写し」と、同項第二号」に、「国内において行う事業又は国内にある」を「法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は」に、「の双方にわたつて」を「にわたつて船舶又は航空機による運送の」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十九条の三第二項第二号の改正規定及び第三十七条の六第二項第二号の改正規定　平成二十六年十月一日

二　目次の改正規定、第一条の改正規定、第二編第一章第二節中第二十九条の前に六条を加える改正規定、第二十九条の二の改正規定、第二十九条の三の改正規定（同条第二項第二号に係る部分を除く。）、第三十条の改正規定、同節中同条の次に二条を加える改正規定、第三十七条の六の改正規定（同条第二項第二号に係る部分を除く。）、同編第一章の二第二節中第三十七条の七の次に二条を加える改正規定、第三編第一章の章名の改正規定、第六十条の三の改正規定、第六十条の四を削る改正規定、第六十条の五（見出しを含む。）の改正規定、同条を第六十条の四とし、同条の次に六条、二節、節名及び款名を加える改正規定、第六十一条の改正規定、第六十二条の改正規定、同編第三章を同編第四章とする改正規定、第六十一条の二の改正規定、同編第二章中同条を第六十一条の九とし、同章を同編第三章とする改正規定、同編第一章中第六十一条の次に二条及び二款を加える改正規定、第六十条の三の次に章名及び節名を付する改正規定、同編に一章を加える改正規定、第六十四条の改正規定、第六十六条第一項の改正規定並びに第六十七条第四項の改正規定　平成二十八年四月一日

三　第二十二条の四第六号の改正規定　マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）の施行の日

四　第二十五条の四の二第十三号の改正規定　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行の日

（資産の評価益の益金算入に関する書類等に関する経過措置）

2　改正後の法人税法施行規則第八条の六第一項（第二号に係る部分に限る。）（資産の評価益の益金算入に関する書類等）の規定は、この省令の施行の日以後に法人税法第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する事実が生ずる場合について適用し、同日前に同項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。